

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条

この規程は、公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会（以下「本法人」という。）定款第 25 の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条

本法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2.常勤役員には、別表 1 に基づき定例役員報酬を支給することができる。
- 3.非常勤役員には、理事会等への出席の都度、別表 2 に基づく報酬を支給することができる。
- 4.役員に対して、本法人より、特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 5.役員には役員賞与を支給しない。
- 6.常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金は支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条

本法人の常勤役員の定例報酬月額を別表1のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条

定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条

役員が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費用)

第7条

本法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条

本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

第9条

この規程の改正の決議は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

第10条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表1

号数	月額	号数	月額	号数	月額	号数	月額
1	80,000円	5	120,000円	9	160,000円	13	200,000円
2	90,000円	6	130,000円	10	170,000円	14	210,000円
3	100,000円	7	140,000円	11	180,000円	15	220,000円
4	110,000円	8	150,000円	12	190,000円	16	230,000円

別表 2

報 酬

理事会出席報酬等 4,000 円